

【スウェーデン】同性婚及び挙式に関する改正法

海外立法情報課・井樋 三枝子

* 2009年4月1日、スウェーデン国会は、性別に中立な婚姻を認める婚姻や関係制度に関する改正法を成立させた((Lag 2009:253, 2009:260)ほか)。この法律は、同年5月1日から施行される。

----- 従来の婚姻や婚姻類似の制度

スウェーデンでは婚姻法に基づく「婚姻」、パートナーシップ登録法に基づく「パートナーシップ」(邦訳ではしばしば「同性婚」と訳される)、サンボ(同棲)法に基づき法的に様々な保護を受ける「サンボ」の3つの制度がカップルに適用されている。

婚姻法に基づく「婚姻」は異性間の制度と規定されているため、同性カップルを法的に認めるパートナーシップ登録制度が作成された。サンボは、婚姻しないが継続的に同棲する異性カップルに法的な保護を与える目的で設立された制度である。そのため1987年には、同性のサンボを保護する法律が、別途制定された。しかし、2003年のサンボ法改正で、同性のサンボのみを対象とする法律が廃止されたため、現在ではサンボは性別に中立な制度である。

当初は「パートナーシップ」と「サンボ」には、「婚姻」関係のある者に認められた権利がすべて認められていた訳ではなかった。例えば、養子縁組や人工授精により子をもうけること等は制限されていた。しかし、現在では、「婚姻」と「パートナーシップ」・「サンボ」の2制度の間にはほとんど差異がない。主たる相違点は、カップルの関係に法的効力を与える手段として「結婚式」、とりわけ「宗教団体の執り行う結婚式」を認めるかどうかである。婚姻は挙式によってのみ効力を発するため、挙式は婚姻という関係を有効にするための特徴的な要件である。

婚姻と挙式

スウェーデンでは、法的な婚姻の要件となる挙式権限を有する宗教団体は2種類ある。まず、スウェーデン国教会(ただし、2000年に王家および国家との完全な分離がなされ、非国教化された)、もう1つは「スウェーデン国教以外の宗教団体の挙式権限に関する法律(Lag: 1993:305)」で特に認められている教団である。これらの団体の牧師や僧侶が挙式権限を持つ挙式執行者とされる。このような宗教団体の執行者のほか、地方裁判所判事と県により挙式権限を与えられた者が挙式執行者とされる。判事や県の指名する挙式執行者による結婚式を「市民婚」と呼んでいる。

性別に中立な婚姻制度とその他の婚姻関係法令改正の内容

5月1日に施行される今回の改正法の主な内容は、以下のとおりである。

* 婚姻を性に中立な制度とする。それに伴い、同性カップルのみ適用される「パートナーシップ登録法」は廃止される。ただし、新法の施行前にパートナーシップ登

録を行っている者は、次のいずれかを選択できる。(1)届出または挙式による婚姻関係への移行、(2)パートナーシップ登録関係の継続。

- * 地方裁判所判事の挙式権限を廃止する。将来的には、状況により挙式権限を有する市民婚執行者のポストを新設し、任命する。
- * スウェーデン国教会の挙式権限についての婚姻法上の記載を削除し、「スウェーデン国教以外の宗教団体の挙式権限に関する法律」において、他の団体と同列に挙式権限を与える。県が、各宗教団体の関係者の中から挙式執行者を任命する。
- * 宗教団体の挙式執行者には、挙式の義務は課されないことを条文に明記する。また、宗教団体の挙式執行者の挙式権限が一個人に対して課せられた公的業務ではない点についても明文化する。

まとめると、「公的機関の挙式執行者による市民婚」、「宗教団体の挙式執行者による挙式」により、法的な婚姻が性に無関係に認められるようになったという内容である(パートナーシップから婚姻への移行は届出によっても可能)。だが、宗教団体の執行者は、挙式の執行が義務とされない。

審議での問題点と世論の動向

婚姻を性別に中立なものとするか否かという重要論点については、2007年に出された立法関係等調査委員会報告書(SOU:政府法案提出等に先立ち関係団体や国民の意見を聴取し、諸調査や草案の立案を行う報告書(2007:17))において検討済みであった。SOUは、異性間による生殖が婚姻の役割であり、同性婚は認めないという意見は今日的ではなく、婚姻に生殖や子の養育が要求されないとした。その結果、婚姻において性別が決定的に重要な問題とならないと結論付けた。また、性に中立な婚姻の実施にあたり、宗教団体から異性婚、同姓婚双方の挙式権限をはく奪する、または同性婚の場合のみ宗教団体の挙式権限を放棄させる等の対応は取るべきではなく、宗教団体に挙式権限を一律に認めるべきだと述べた。

しかし、2008年の政府提出法案(Prop. 2008/09:80)は、SOUの結論と異なっていた。政府法案は婚姻が異性間の関係を前提としていることは、いまだ異論の余地がないとの立場であり、婚姻法には「婚姻は異性の間で認められる」との1文が残されていた。

この政府法案に対しては、現連立与党の1員であるキリスト教民主党以外は、与野党すべてが反対した。そして、前述のSOUの調査結果を反映した議員法案が提出された。政府法案の委員会審議では、主要部分は議員提出の内容に修正された。本会議でもキリスト教民主党以外は、委員会案に賛成し、226対22の圧倒的多数で可決された。

法案可決に際し、世論は比較的冷静な反応をみせている。国教会は、この改正法に賛同を表明したが、牧師個人の対応については、選択の余地を認めたいとしている。

いわゆる「同性婚」を国レベルで法的に認めたのは、スウェーデンが世界で7番目となる。しかし、カナダ等が認める「同性婚」とは、公共機関への届出という手段でのみ発効する。宗教団体の法的な挙式権限の問題においても、「婚姻」を性的に中立なものとするスウェーデンの今回の改正は、特色あるものと言えよう。